

広島県告示第百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市佐伯区河内南及び同区五日市町下河内地内					
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	区域の名称	区域の名称	区域の名称
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	区域の名称	区域の名称	区域の名称	区域の名称	区域の名称	区域の名称
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	小屋ヶ谷川（六〇六八）	小屋ヶ谷川（六〇六八）	城六川支川（六〇六五）	城六川支川（六〇六五）	城六川支川（六〇六五）	城六川支川（六〇六五）
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。